平成２０年（フ）第４４９３号
大阪府東大阪市上石切町１丁目11番19号
破産者　株式会社清水商事
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６３８９号
大阪府守口市南寺方東通４丁目11―２
破産者　有限会社山中印刷製本所
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８４９７号
大阪市淀川区野中南２丁目５番47号
破産者　東洋工商株式会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８９３０号
大阪市旭区高殿４丁目４番23号
破産者　フクオカセンイ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４７６号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目９番６号
破産者　株式会社エアーインターナショナル
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５７９号
大阪府茨木市西豊川町10番22号
破産者　株式会社メイクアップ
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５９４号
大阪市中央区大手通２丁目４番13号
破産者　田辺医理科器械株式会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８２号
大阪市北区天神橋２丁目北１番23―402号
破産者　株式会社キャパシステム
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２６３号
大阪市都島区都島本通４丁目22番２号
破産者　株式会社コスモセブン
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４１６４号
札幌市西区発寒９条13丁目６番22号
破産者　株式会社丸昌リアライフ
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１８６８２号
東京都台東区蔵前２丁目６番４号
破産者　マンナンフーズ株式会社
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（フ）第３５００号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目４番地10
破産者　有限会社横浜シャイネン
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９号
静岡市清水区上力町２番３号
破産者　有限会社坪井汎用機販
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１６５号
静岡県焼津市祢宜島345番地の１
破産者　堀田　悦志
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８１９号
静岡県島田市金谷河原3374番地
破産者　倉橋　恒典
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７号
静岡市駿河区下川原南13番２―105号
破産者　長谷川　克
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２２３１号
京都市右京区京北塔町上ノ段36番地
破産者　茶屋　　勲
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１１２２号
大阪府吹田市千里山東２丁目23番13号
破産者　花田　　眞
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４８４９号
大阪市東淀川区菅原３丁目17番２号みつもとハイム102号、開始決定時の住所大阪市東淀川区淡路３丁目21番16号
破産者　近藤みな子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部